

赤平市告示第 14 号

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定する。

その関係図面は、次の縦覧場所に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月17日

赤平市長 畠山 渉

1 道路の種類

市道

2 占用を制限する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区 間
川添通	赤平市大町4丁目5番地1地先
市役所通	赤平市泉町4丁目3番地先

3 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

4 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

5 指定する期日

令和5年4月1日

6 図面縦覧場所

赤平市泉町4丁目1番地 赤平市役所建設課